

市第 108 号議案

横浜市一般職職員の給与に関する条例の一部改正

横浜市一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 2 月 7 日提出

横浜市長 山 中 竹 春

横浜市条例（番号）

横浜市一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する
条例

横浜市一般職職員の給与に関する条例（昭和26年 3 月横浜市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第10条の 3 第 1 項中「19,600円」の次に「（30歳に達する日以後の最初の 3 月31日までの間にある者にあつては、28,000円）」を加える。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

提 案 理 由

住居手当の額を改めるため、横浜市一般職職員の給与に関する条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市一般職職員の給与に関する条例（抜粋）

$\left(\begin{array}{cc} \text{上段} & \text{改正案} \\ \text{下段} & \text{現 行} \end{array} \right)$

（住居手当）

第 10 条の 3 住居手当は、自ら居住するため、借り受けた住居（市の公舎及び職員宿舎並びにその扶養親族（規則で定める者に限る。）が所有する住宅を除き、貸間を含む。次項において同じ。）の家賃を支払っている職員（規則で定める職員を除く。）のうち、40 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者に支給し、その月額は、19,600 円 （30 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者にあつては、28,000 円） とする。

（第 2 項及び第 3 項省略）